平成２１年（フ）第１８６３号
福岡市東区奈多１丁目11番10―505号
債務者　舩越千賀子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８７８号
福岡県糟屋郡宇美町大字井野83番地ミルトハウス203号
債務者　重松　宝成
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８８７号
福岡市中央区長浜２丁目５番504号
債務者　野嶋　誠兒
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９０１号
福岡市城南区堤団地６番503号
債務者　大坪　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９０５号
福岡県糟屋郡宇美町平和１丁目16番１号
債務者　美濃部靖夫
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９０６号
福岡県糟屋郡宇美町平和１丁目16番１号
債務者　正島　弘子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９２８号
福岡市西区大字徳永490番地21
債務者　吉岡　文彦
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９３９号
福岡県春日市春日原東町１丁目25番地大栄ビル501号
債務者　町本　浩子（旧姓安積）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９６４号
福岡市西区野方５丁目15番９号
債務者　野村美由紀
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９６６号
福岡市博多区麦野４丁目36番30―703号
債務者　齊川　妙子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９６９号
福岡県春日市千歳町１丁目33番地１山下アパート203号
債務者　上野　耕輔
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５０１号
大分県別府市大字南石垣1518番地の159
債務者　加藤　典江
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２９０号
鹿児島県鹿児島市唐湊３丁目15番15号さくらヒルズ壱番館102号室、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市唐湊３丁目15番15―307号
債務者　松元　雄一
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３２３号
鹿児島県鹿児島市牟礼岡３丁目20番８号
債務者　増山　岩男
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４２０号
鹿児島県鹿児島市西田１丁目５番地９
債務者　福元　哲郎
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４３６号
鹿児島県鹿児島市東谷山３丁目１番28号福留ビル３階301号
債務者　濵田　　修
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４５５号
鹿児島県鹿児島市吉野町3095番地194
債務者　丸本　律子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４６９号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目１番９号さくらハイツ202号
債務者　本田　美夏
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係